

諮問第 7 号「特定胚の取扱いに関する
指針の改正について」及び諮問第 8 号
「ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する
指針の改正について」

(参考資料)

文 部 科 学 省

人クローン胚の研究目的の作成・利用に係る 関係指針の改正について

1. 人クローン胚[※]の作成・利用は、現在、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（以下「法律」）に基づき文部科学大臣が定める「特定胚の取扱いに関する指針」によって禁止されている。

(※人クローン胚：核を除去した未受精卵等にヒトの体細胞の核を移植してできる胚)

2. 平成16年7月、総合科学技術会議は、人クローン胚の作成・利用を、他に治療法のない難病等に関する再生医療の研究に限定して容認する、との意見を決定した。
3. これを受け、文部科学省は、関係指針の整備に向けて、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の下、人クローン胚の作成・利用を認める際の要件等について慎重に検討を重ね、本年2月、検討結果を報告書として取りまとめた。
4. 今般、同報告書を基に作成した以下の関係指針の改正案について、法律等の規定に基づき総合科学技術会議に諮問を行うものである。
 - ① 「特定胚の取扱いに関する指針」（特定胚指針）
 - ・人クローン胚の作成・取扱いに関する要件等について規定を整備
 - ② 「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」（ES指針）
 - ・人クローン胚を用いてヒトES細胞を樹立する際の要件等について規定を整備

以上